



## 記者発表資料

# 「荒川下流河川敷利用ルール」の改定案について ご意見募集します。

荒川河川敷利用ルール検討部会では「荒川下流河川敷利用ルール」の一部を改定する案をとりまとめました。

つきましては、令和4年3月30日から令和4年4月28日まで、改定案に対するご意見を、荒川下流河川事務所ホームページ内の意見提出フォーム、電子メール及び郵送で受け付けています。

なお、皆様から頂いた意見を踏まえて「荒川下流河川敷利用ルール」を決定し、令和4年7月1日から運用する予定としています。

詳細につきましては、別添「荒川下流河川敷利用ルール」改定案に対する意見募集について をご確認ください。

### 【参考】

「荒川下流河川敷利用ルール」とは

荒川下流河川敷利用ルールは、誰もが安全で快適に荒川下流部を利用することができるように、国土交通省荒川下流河川事務所と関係自治体からなる荒川下流河川敷利用ルール検討部会により平成22年に定められ、平成26年及び平成30年に改定されています。

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所  
副 所 長 つじ かつひろ 適正利用推進室長 こばり まさひろ  
勝 浩 小 針 政 博  
(電話：03-3902-2311[代表])

# 「荒川下流河川敷利用ルール」改定案に対する意見募集について

令和4年3月30日

荒川下流河川敷利用ルール検討部会

荒川下流河川敷利用ルール検討部会（※）では、平成26年3月1日から運用している「荒川下流河川敷利用ルール」の改定案を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く皆様からご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集対象

「荒川下流河川敷利用ルール」改定案について（別紙1参照）

### 2. 意見募集期間

令和4年3月30日（水）から令和4年4月28日（木）まで（必着）

（郵送の場合は当日消印まで有効）

### 3. 意見の提出方法

意見提出様式（別紙2参照）にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）、年代、意見を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

#### ①荒川下流河川事務所ホームページ内の意見提出フォームを利用する場合

意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

別紙1（荒川下流河川敷利用ルール改定案）をご確認のうえ入力におすすみください。

ご意見は[コチラ](#)から。

<https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=aragepabukome.html>

#### ②電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：ktr-arage-sentyou@mlit.go.jp

件名に必ず、「荒川下流河川敷利用ルール改定案への意見」と記載してください。

③郵送の場合

〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1

国土交通省荒川下流河川事務所適正利用推進室 意見募集担当 あて

4. 留意事項

- ①ご意見は日本語で、できるだけ400文字以内で記載してください。
- ②氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。なお、いただいたご意見を公表する際、要約する場合があります。
- ③住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ④電子メールにデータファイル等を添付された場合、情報セキュリティ上、開封致しません。

〈お問い合わせ先〉

荒川下流河川敷利用ルール検討部会

国土交通省荒川下流河川事務所適正利用推進室 意見募集担当

電話番号 03-3902-2326

(※)「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所により構成されています。

「新・荒川下流河川敷利用ルール」改定案について【新旧対照表】

(赤字、下線部が改定箇所)

新	旧
<p>荒川下流河川敷利用ルール [リード文] 荒川下流部の河川敷 (※1) を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。</p> <p>禁止行為 法律等で禁止されている行為</p> <p>①ゴミの不法投棄は禁止です。 根拠法令等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条</p> <p>②たき火やゴミの焼却は禁止です。 根拠法令等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条</p> <p>③犬のノーリード・ペットなどのフンの放置は禁止です。 根拠法令等 (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号</p>	<p>新・荒川下流河川敷利用ルール [リード文] 荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。</p> <p>禁止行為 法律等で禁止されている行為</p> <p>①ゴミの不法投棄は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条</p> <p>②たき火やゴミの焼却は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号</p> <p>③犬のノーリード・ペットなどのフンの放置は禁止です。 根拠法律等 (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号</p>

新	旧
<p>④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。</p> <p>根拠法令等  河川法第29条第1項  同法施行令第16条の4第1項第3号  昭和46年5月1日付け公示、平成26年2月23日付け変更公示</p> <p>危険・迷惑行為</p> <p>安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為</p> <p>①バッドやゴルフクラブなどは使用しない。  ②バーベキューや煮炊きなどは行わない。  ③無人航空機及び模型航空機（ドローン・ラジコン機等）は飛ばさない。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>削除</p> </div> <p>ただし、指定場所を除く。また、占有地（※2）においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合を除く。</p> <p>迷惑行為</p> <p>④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。  ⑤22時から翌朝6時まで花火をしない。</p>	<p>④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。</p> <p>根拠法律等  河川法第29条第1項  同法施行令第16条の4第1項第3号</p> <p>危険・迷惑行為</p> <p>安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為</p> <p>①バッドやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。  ②バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。  ③無人航空機（ドローン・ラジコン機等）は飛ばさない。</p> <p>但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。</p> <p>要件1：航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。  要件2：航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。  要件3：占有地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。</p> <p>なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる場合は適用されません。</p> <p>迷惑行為</p> <p>④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。  ⑤22時以降は音の出る花火はしない。</p>

新	旧
<p>マナー</p> <p>①自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。 特に自転車は衝突した際、大事故につながるがあるので注意しましょう。</p> <p>②河川敷の道路（※3）に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p> <p>適用範囲</p> <p>利用ルール適用範囲は、荒川河口から笹目橋までの約30km区間の河川敷（※1）です。</p> <p>その他</p> <p>自治体等による占用地（※2）には、別に定める規則・ルールがありますので、確認し、それを守ってください。</p> <p>※1 河川敷 河川敷とは、堤防を含んだ堤防と対岸の堤防に挟まれた区域で、水面を除いた範囲のことです。</p> <p>※2 占用地 占用地とは、公園・スポーツ施設、バーベキュー場等各自治体・公益団体が管理している区域のことです。</p> <p>※3 河川敷の道路 河川敷の道路とは、堤防上の道路や坂路、緊急用河川敷道路等のことです。 なお、緊急用河川敷道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備されています。平常時は一般に開放し、多くの方々に利用されています。 いずれも自転車専用の道路ではありません。</p> <p>施行 平成26年3月1日 改定 平成30年1月1日 改定 令和 ●年●月●日</p>	<p>マナー</p> <p>①自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。</p> <p>②河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。</p> <p>③河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p> <p>利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。</p> <p>施行平成26年3月1日 改定平成30年1月1日</p>

国土交通省荒川下流河川事務所適正利用推進室 意見募集担当あて

「荒川下流河川敷利用ルール」改定案に対する意見

1. 氏 名
2. 住 所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）
3. 連絡先（電話番号又は電子メールアドレスのどちらか）
4. 年 代        20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
5. 意 見（できるだけ400文字以内で記載してください。）